

行政減量・効率化有識者会議 ご説明資料

(国立印刷局)

平成20年10月8日
財務省

目 次

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)(抄)	… 1
1. 実物資産の処分について	… 2
大手町敷地の進捗状況	… 2
東京病院の移譲の進捗状況	… 3
旧小田原健康管理センターの取扱い	… 3
久我山運動場の在り方等	… 4
保養所・宿舎・出張所等の取扱い	… 5
虎の門工場の取扱い	… 6
2. 過去の不要資産の売却収入の扱いについて	… 7
3. 人員削減の取組みについて	… 8
4. 利益剰余金の扱いについて	… 9
内部留保される積立金の使用目的・必要性	… 9
積立金の国庫納付割合の見直しの是非	… 9
5. 事務及び事業の見直しについて	… 10
情報製品事業	… 10

独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定) (抄)

1、事務及び事業の見直し

【情報製品事業】

民間と競合する市販用白書の印刷、自動車保管場所標章の印刷などから撤退する。

官報については、守秘性を考慮の上、問題のない入力事務について、一般競争入札によりアウトソーシングを行うなど、業務のスリム化を図る。

2、組織の見直し

【人員削減】

職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。

【支部・事業所等の見直し】

小田原健康管理センターは、平成19年度をもって廃止する。

東京病院については、次期中期目標期間中に他の医療機関等への移譲に向けて取り組むこととする。

3、運営の効率化及び自律化

【保有資産の見直し】

虎の門工場の資産処分について将来の課題として前向きに検討する。

大手町敷地について、東京都、周辺地権者等と連携した連鎖型再開発についての検討を踏まえて、保有資産の資産価値に十分配慮しながら、透明性・公平性を確保しつつ、手続を進め、結論を得るものとする。

保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。

職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。

出張所等については、次期中期目標期間中に、中国地方・四国地方各一カ所に集約・統合する。

市ヶ谷センターについて、研修施設の利用状況、博物館の入館者数、機会費用等を総合的に勘案し、市ヶ谷センターの機能の移転の可否について検討する。

久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、在り方を検討する。

【業務運営体制の整備】

職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組む。

1. 実物資産の処分について

大手町敷地の進捗状況

独立行政法人整理合理化計画(抄)

大手町敷地について、東京都、周辺地権者等と連携した連鎖型再開発についての検討を踏まえて、保有資産の資産価値に十分配慮しながら、透明性・公平性を確保しつつ、手続を進め、結論を得るものとする。

取組

・大手町敷地については、周辺地権者が連鎖型再開発事業への参加を辞退(平成20年1月)したため、印刷局と大手町敷地の関係地権者による単独再開発を進めることとしている。市街地再開発事業の成立に向け、印刷局と関係地権者間等において、再開発事業の具体的なスキームについて合意形成を図っている。

東京病院の移譲の進捗状況

旧小田原健康管理センターの取扱い

独立行政法人整理合理化計画(抄)

東京病院については、次期中期目標期間中に他の医療機関等への移譲に向けて取り組むこととする。

小田原健康管理センターは、平成19年度をもって廃止する。

取組

・東京病院については、第2期中期目標期間(平成20年度～24年度)中の他の医療機関等への移譲に向け、現在取り組んでいる。(地元東京都北区は区内の大手病院の廃院等もあって、東京病院の機能存続を希望している。)

・小田原健康管理センターは19年度末をもって廃止した。その資産については、市ヶ谷センターの研修機能を移転し活用する。市ヶ谷センターは廃止し、処分することとする(後述)。

独立行政法人整理合理化計画(抄)

久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、在り方を検討する。

市ヶ谷センターについて、研修施設の利用状況、博物館の入館者数、機会費用等を総合的に勘案し、市ヶ谷センターの機能の移転の可否について検討する。

取組

・久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていること、広域避難場所になっていること等から同区としては当該敷地を確保したい旨の要望が示されている。現在、こうした点を踏まえ、杉並区と処分に向けた調整を行っている。

・市ヶ谷センターは廃止し、研修機能は小田原健康管理センター跡地へ移転、博物館機能は都内工場(北区)への移転を検討している。これらの機能移転を行い、市ヶ谷敷地は処分することとし、国の施設(防衛省等)と隣接していることも踏まえ、その具体的な取扱いを検討する。

独立行政法人整理合理化計画(抄)

保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。

職員宿舍について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舍の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。

出張所等については、次期中期目標期間中に、中国地方・四国地方各一カ所に集約・統合する。

取組

- ・ 保養所は平成20年度末をもって廃止し、速やかに処分する。
- ・ 職員宿舍については、廃止・集約化計画の策定に向け検討を行っている。具体的には、第2期中期目標期間中に山手線内の宿舍(8箇所)の全廃を含む12の宿舍を廃止し、北区に集約化を検討。その他の都内宿舍についても順次廃止・集約の検討を進めることとしている。
- ・ 出張所等については21年度末までに合理化計画に沿って集約・統合する。

虎の門工場の取扱い

独立行政法人整理合理化計画(抄)

虎の門工場の資産処分について将来の課題として前向きに検討する。

取組

- ・ 虎の門工場については、印刷機能の都内他工場(北区)への移転に関して移転先の東京都北区との調整を含め具体的な検討を行っており、併せてその資産処分についても検討を進めている。なお、隣地の地権者(虎の門病院等)は、印刷局虎の門敷地を含めた再開発を希望しており、こうした周辺地権者や地方公共団体の意向を確認しつつ、検討することが必要である。

2. 過去の不要資産の売却収入の扱いについて

取組

・改正通則法が成立・施行されれば関係法令に則って、平成19年度末までに処分済みの土地の売却収入についても国庫納付(240億円程度を見込む)することとしている。

〔処分済資産(処分時期)〕

- ・虎の門敷地(平成16年6月、平成17年3月、平成18年5月)
- ・宿舎敷地 等

3. 人員削減の取組みについて

独立行政法人整理合理化計画(抄)

【人員削減】

職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。

取組

・人員削減については、業務の効率化や業務量等に応じた適正な人員配置を行いつつ、総人員数の削減に積極的に取り組み、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減とされた合理化計画を着実に実施している。

(参考)国家公務員(特定独立行政法人を含む)は、平成22年度までに平成17年度末と比較して5%を上回る削減を目標とし、これを達成するため必要な施策を講ずるものとされている。

4. 利益剰余金の扱いについて

内部留保される積立金(二分の一)の使用目的・必要性
積立金の国庫納付割合の見直しの是非

取組

・印刷局は多くの独法と異なり、国からの運営費交付金や施設整備費等に依存せず独立採算で事業を行っており、保有する積立金は事業収入に由来するものである。

・積立金は原則1/2を国庫に納付、残りの1/2は設備投資や国の時代の勤務分に相当する退職一時金に係る債務の給付等、業務運営を行う上で必要な財源である。

(注)退職一時金に係る債務は独法移行時で732億円を計上。当該債務は国の時代に発生した債務であるが、独法移行時に財源措置を行わず、独立採算を旨とする印刷局が自己の収益(積立金)により手当てするものと整理。第1期中期目標期間終了時でも470億円程度残存している。

5. 事務及び事業の見直しについて

独立行政法人整理合理化計画(抄)

【情報製品事業】

民間と競合する市販用白書の印刷、自動車保管場所標章の印刷などから撤退する。
官報については、守秘性を考慮の上、問題のない入力事務について、一般競争入札によりアウトソーシングを行うなど、業務のスリム化を図る。

取組

- ・平成19年度末をもって、市販用白書及び自動車保管場所標章の印刷などから撤退した。
- ・官報については、平成20年度より、守秘性に問題がない裁判所公告(破産公告)等の入力・校正等業務について外部委託を行うとともに、これらの発注に当たっては全て一般競争入札等競争性のある契約に移行済みである。